

## 一般廃棄物処分業許可証

住所 岡山県岡山市北区大内田1310番地

法人名 マテリアルバンク株式会社

氏名 代表取締役 矢吹 啓

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第6項の規定により、一般廃棄物処分業の許可を受けた者であることを次のとおり証する。

令和 5 年 10 月 6 日

倉敷市長 伊 東 香 織



許可番号	第 7 号	
許可の有効期間	令和 5 年 10 月 10 日 から 令和 7 年 10 月 9 日 まで	
事業の範囲	許可対象事業	破碎
	取扱う一般廃棄物の種類	木くず
	処理施設の所在地	倉敷市粒江字山ノ奥1885番2、字横谷1886番3
	処理を行う施設	施設の種類：中間処理（木くずの破碎） ※処分は、法第8条第1項又は法第15条第1項に規定する許可を受けた施設で行うこととし、法第15条第1項による施設許可のみを受けた施設で行う場合は法第15条の2の5による届出を行うこと。
許可の条件	1 処分される一般廃棄物が再生利用に供されること。 2 処分される一般廃棄物が倉敷市内の事業所から排出されるものであること。 3 一般廃棄物処分業実績報告書を毎月提出すること。	

## 許可の更新又は変更の状況

平成25年10月10日	新規許可
平成27年10月10日	更新許可
平成29年10月10日	更新許可
令和元年10月10日	更新許可
令和3年10月10日	更新許可
令和4年1月20日	変更に伴う許可証の書換え（代表者の変更）
令和5年10月10日	更新許可